

第73期損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

科 目	金 額	額
経常収益		2,277,504 千円
資金運用収益	2,093,157	
貸出金利息	1,632,802	
預け金利息	51,008	
有価証券利息	386,778	
その他の受入利息	22,566	
役員取引等収益	169,238	
受入為替手数料	74,596	
その他の役員収益	94,642	
その他業務収益	1,420	
その他の業務収益	1,420	
その他経常収益	13,688	
償却債権取立益	3,735	
その他の経常収益	9,952	
経常費用		2,134,975
資金調達費用	14,804	
預金利息	13,824	
給付補填備金繰入額	819	
その他の支払利息	159	
役員取引等費用	332,603	
支払為替手数料	26,504	
その他の役員費用	306,098	
その他業務費用	8,825	
国債等債券売却損	8,674	
その他の業務費用	151	
経常費用	1,549,999	
人件費	864,756	
物件費	652,441	
税	32,801	
その他経常費用	228,742	
貸倒引当金繰入額	192,464	
株式等償却	8,578	
その他資産償却	318	
その他の経常費用	27,381	
経常利益		142,528
特別利益		23
固定資産処分益	23	
特別損失		24,661
固定資産処分損失	15,293	
減損損失	9,367	
税引前当期純利益		117,891
法人税、住民税及び事業税		20,389
法人税等調整額		△ 8,935
法人税等合計		11,453
当期純利益		106,437
繰越金(当期首残高)		580,379
当期末処分剰余金		686,816

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益金額2円72銭
 3. その他の経常収益には、睡眠預金雑益繰入額151千円を含んでおります。
 4. その他の経常費用には、信用保証協会負担金25,136千円を含んでおります。
 5. 当期において、以下の資産について、減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
由利本荘市内	営業用店舗	土地	7,880
由利本荘市内	営業用店舗	建物	1,373
能代市内	営業用店舗	建物	113
合計			9,367

営業用店舗については、営業店(本店、各支店(出張所を含む))毎に継続的な取次の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業店損益が継続してマイナスとなったこと及び継続的な地価の下落等により、事業用不動産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額9,367千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。

剰余金処分

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

科 目	金 額
当期末処分剰余金	686,816,711 円
剰余金処分額	112,308,091
利益準備金	20,000,000
普通出資に対する配当金(年1%)	14,308,091
優先出資に対する配当金(年0.7%)	28,000,000
経営安定積立金	50,000,000
繰越金(当期末残高)	574,508,620

以上のとおりであります。
 令和3年6月

羽後信用金庫

会 長 伊 東 富 男 理 事 村 岡 淑 郎
 理 事 長 池 田 秀 同 高 橋 弘 隆
 常務理事 藤 田 直 人 同 橋 本 一 康
 常勤理事 岡 本 秋 男 同 齋 藤 浩 太 郎
 同 土 田 浩

以上監査の結果、適法かつ正確であることを
 認めます。

常勤監事 佐々木 浩 紀 員外監事 黒 澤 大 司
 監 事 佐 藤 信 悦

お 願 い

お届けの住所または居所等にご変更が生じた際には、当金庫までご連絡ください。ご連絡がないことによって、当金庫がお客様(会員)に発信した通知が到達せず、継続して返送されてきた場合には、以後の通知は行わないことがありますのでご了承ください。

本 店 / 〒015-0809 秋田県由利本荘市本荘13
 TEL.0184-23-3001 FAX.0184-23-3030
 仁賀保支店 / 〒018-0402 秋田県にかほ市平沢字中町80-2
 TEL.0184-35-4649 FAX.0184-35-4648
 大内支店 / 〒018-0711 秋田県由利本荘市岩谷町字日渡170-1
 TEL.0184-65-2057 FAX.0184-65-2058
 湯沢支店 / 〒012-0845 秋田県湯沢市材木町2-1-12
 TEL.0183-73-5128 FAX.0183-73-5129
 横手支店 / 〒013-0022 秋田県横手市四日町2-8
 TEL.0182-32-8211 FAX.0182-32-8213
 稲川支店 / 〒012-0105 秋田県湯沢市川連町字方九郎屋布75-2
 TEL.0183-42-2181 FAX.0183-42-2182
 御門支店 / 〒015-0861 秋田県由利本荘市御門140
 TEL.0184-24-3131 FAX.0184-24-3133
 石脇支店 / 〒015-0012 秋田県由利本荘市石脇字田尻28-64
 TEL.0184-22-8778 FAX.0184-22-8780
 象潟支店 / 〒018-0106 秋田県にかほ市象潟町字五丁目塩越82-1
 TEL.0184-43-5840 FAX.0184-43-5842
 川口支店 / 〒015-0051 秋田県由利本荘市川口字八幡前229-1
 TEL.0184-24-5755 FAX.0184-24-5855
 矢島支店 / 〒015-0404 秋田県由利本荘市矢島町七日町字羽坂12-7
 TEL.0184-55-3140 FAX.0184-55-2400
 本荘支店 / 〒015-0078 秋田県由利本荘市谷地町136
 TEL.0184-22-1234 FAX.0184-22-2400
 由利支店 / 〒015-0341 秋田県由利本荘市前郷字前郷28
 TEL.0184-53-4195 FAX.0184-53-2400
 鳥海支店 / 〒015-0501 秋田県由利本荘市鳥海町伏見字赤浜32-2
 TEL.0184-57-2320 FAX.0184-57-2400
 東由利支店 / 〒015-0211 秋田県由利本荘市東由利老方字老方4-5
 TEL.0184-69-2330 FAX.0184-69-2400
 岩城支店 / 〒018-1301 秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢85-8
 TEL.0184-73-2020 FAX.0184-73-2400
 西目支店 / 〒018-0604 秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下2-310
 TEL.0184-33-2244 FAX.0184-33-2400
 大曲支店 / 〒014-0014 秋田県大仙市大曲福住町9-16
 TEL.0187-62-3322 FAX.0187-62-6870
 大町支店 / 〒014-0048 秋田県大仙市大曲上大町10-17
 TEL.0187-62-1805 FAX.0187-62-1807
 大曲南支店 / 〒014-0062 秋田県大仙市大曲上栄町14-34
 TEL.0187-62-7755 FAX.0187-62-7888
 大曲東支店 / 〒014-0022 秋田県大仙市大花町5-54
 TEL.0187-66-2601 FAX.0187-66-2602
 美郷支店 / 〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字馬町56-1
 TEL.0187-84-1126 FAX.0187-84-1127
 西仙北支店 / 〒019-2112 秋田県大仙市刈和野字清光院後42-28
 TEL.0187-75-0370 FAX.0187-75-1285
 大森支店 / 〒013-0514 秋田県横手市大森町字大中島250-1
 TEL.0182-26-4531 FAX.0182-26-4532
 神岡支店 / 〒019-1701 秋田県大仙市神宮寺字神宮寺165
 TEL.0187-72-3355 FAX.0187-72-4525
 協和支店 / 〒019-2411 秋田県大仙市協和境字野田20-4
 TEL.018-892-3020 FAX.018-892-3021
 横手西支店 / 〒013-0063 秋田県横手市婦気大堤字下久保139-1
 TEL.0182-33-2700 FAX.0182-33-2737
 角館支店 / 〒014-0318 秋田県仙北市角館町中町5
 TEL.0187-54-2176 FAX.0187-54-2274
 中仙支店 / 〒014-0203 秋田県大仙市北長野字野口前63-1
 TEL.0187-56-3210 FAX.0187-56-3211
 太田支店 / 〒019-1601 秋田県大仙市太田町横沢字堀の内2-7
 TEL.0187-88-2311 FAX.0187-88-2312
 能代支店 / 〒016-0821 秋田県能代市島町4-11
 TEL.0185-52-3226 FAX.0185-89-1130
 能代南支店 / 〒016-0852 秋田県能代市出戸本町15-2
 TEL.0185-89-1500 FAX.0185-89-1502
 森岳支店 / 〒018-2303 秋田県山本郡三種町森岳字長田3-1
 TEL.0185-83-3005 FAX.0185-83-3006
 八竜支店 / 〒018-2407 秋田県山本郡三種町浜田字上浜田251-1
 TEL.0185-85-2155 FAX.0185-85-2156
 二ツ井支店 / 〒018-3155 秋田県能代市二ツ井町字比井野131-2
 TEL.0185-73-2911 FAX.0185-73-2912



地域と共に、あなたと共に。
羽後信用金庫

本部 / 由利本荘市本荘24
 TEL.0184-23-3000 (代表)
 ホームページ <http://www.ugoshinkin.jp>

第73期 業 務 報 告 書

令和2年4月1日から
 令和3年3月31日まで



羽後信用金庫

ごあいさつ

会員の皆さまにおかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当金庫の業務に対し、格別のご支援ご愛顧を賜り誠に有り難く厚くお礼申し上げます。このたび第73期の決算を終えましたので、その概況をご報告いたします。

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によるインバウンド需要の消失や緊急事態宣言の発令等を要因とし歴史的な落ち込みとなりました。夏場以降は、緊急事態宣言の解除や欧米諸国での経済活動の正常化に向けた動き等を背景に、輸出を中心に持ち直しの動きがみられたものの、本年1月、感染再拡大により首都圏を中心に2度目の緊急事態宣言が発令され、経済活動は再び停滞することとなりました。3月に入り2度目の緊急事態宣言は解除されましたが感染拡大のスピードは緩まず、3度目の緊急事態宣言の発令が検討されるなど、未だ収束は見えず先行きは不透明となっています。

このような経営環境下において、当金庫は新型コロナウイルス感染症拡大による景気冷え込みの対策、とりわけ取引先企業の資金繰り対応として新型コロナウイルス感染対策資金の取り扱いを最優先とし営業活動を行いつつ、「会員・お客さま満足度の高い金融の実現」と「持続的発展が可能な地域社会づくりに向けた金融の実現」の2つの命題に向けても積極的に取り組んでまいりました。

その結果、期末残高での預金積金は、新型コロナ感染症拡大により政府が行った経済対策の特別給付金や持続化給付金の歩留まりを要因とし、前年から100億円増加し1,441億円となり、一方貸出金も新型コロナウイルス感染拡大対策資金で事業向けが大幅に増加したため、前年から41億円増加し731億円となりました。

損益面につきましては、市場金利低下の影響はあったものの資金運用収益は有価証券運用収益増加を主要因とし前年を5百万円上回り、費用面も資金調達費用が5百万円、経費が51百万円減少するなど、業務粗利益では前年を48百万円上回る1,907百万円、本業の儲けを示すコア業務純益も前年を86百万円上回る376百万円を計上することができました。一方で、信用コストが前年を159百万円上回ったことから業務純益は前年を10百万円下回る304百万円、経常利益も前年を29百万円下回る142百万円の計上となったものの一定の水準を計上することができ、当期純利益も106百万円計上することができました。

令和3年度は、新型コロナ感染症拡大の収束は見通せないものの、政府が計画的に実施しているワクチン接種、収束後に実施される各種GoToキャンペーンなど多方面で実施する施策の効果が相まって景気は回復基調を辿り、コロナ前の水準に回帰することが期待されております。当金庫も政府施策の一翼を担う機関として、また相互扶助の精神に基づき、今まで以上に会員をはじめとした地域の皆様への負託に応えるよう、円滑な資金供給や経営相談などに積極的に取り組んでまいりますので、ご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年6月

理事長 池田 秀

第73期末貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
現 預 金	3,238	預 金 積 金	144,125
預 入 金	44,975	当 座 預 金	1,240
有 価 証 券	979	普 通 預 金	60,255
地 方 債	32,762	貯 蓄 預 金	160
社 債	2,845	貯 貯 通知 預 金	30
株 式	12,612	定 期 預 金	74,177
其 他 の 証 券	1,167	定 期 積 立	7,411
有 形 固 定 資 産	16,136	そ の 他 の 預 金	850
建 物	73,129	そ の 他 の 負 債	319
土 地	58	未 決 済 為 替	39
其 他 の 有 形 固 定 資 産	58	未 払 費 用	79
無 形 固 定 資 産	2,023	給 付 補 填 備 金	0
ソ フ ト ウ ェ ア	65,711	未 払 法人 税 等	11
其 他 の 無 形 固 定 資 産	5,331	前 払 受 取 益	36
繰 上 税 金	992	未 戻 入 金	37
未 決 済 為 替	10	職 員 預 り 債 務	29
信 金 中 金 出 資 金	692	資 産 除 去 債 務	10
未 収 取 益	151	そ の 他 の 負 債	73
未 収 取 益	137	賞 与 引 当 金	28
有 形 固 定 資 産	2,023	退 職 給 付 引 当 金	398
建 物	994	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7
土 地	857	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	74
其 他 の 有 形 固 定 資 産	171	偶 発 損 失 引 当 金	58
無 形 固 定 資 産	18	債 務 保 証	410
ソ フ ト ウ ェ ア	13	負 債 の 部 合 計	145,422
其 他 の 無 形 固 定 資 産	5	(純 資 産 の 部)	
繰 上 税 金	190	出 資 金	3,466
未 収 取 益	410	普 通 出 資 金	1,466
未 収 取 益	410	優 先 出 資 金	2,000
未 収 取 益	△ 3,178	利 益 剰 余 金	6,006
未 収 取 益	(△ 2,915)	利 益 準 備 金	945
未 収 取 益		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,061
未 収 取 益		特 別 積 立 金	4,375
未 収 取 益		(経 営 安 定 積 立 金)	(3,350)
未 収 取 益		(優 先 出 資 積 立 金)	(100)
未 収 取 益		当 期 未 処 分 剰 余 金	686
未 収 取 益		処 分 未 済 清 付 金	△ 53
未 収 取 益		会 員 勘 定 合 計	9,420
未 収 取 益		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	698
未 収 取 益		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	698
未 収 取 益		純 資 産 の 部 合 計	10,118
未 収 取 益		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	155,541
資 産 の 部 合 計	155,541		

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
注2. 有価証券の評価は、満期保有の債権については移動平均法による償原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(先戻原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法による方法で行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部貸倒損失法により処理しております。
注3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 2～2年～3～9年
其 他 2年～2～2年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金融利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に準じ、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以上のなお書に記載されている直接破綻後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が高いと認められる債権者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力に判断し必要と認められる額を計上しております。
主上記の債権については、一定の範囲内で分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業期間満了の場合約に貸倒査定を実施し、当該部毎から算出した監査部での査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等のうち一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められた額を控除した残額を取り不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,688百万円であります。
6. 買付引当金は、職員の買付の支払いに備えるため、職員に対する買付の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準委員会発令した経理適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に基づき管理費法(退職給付に係る期末自己都合受取支給額を退職給付算定する方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、被服事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合立野型年金基金)に加入しております。
当企業年金制度の運用等に関する事項については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められた額を控除した残額を取り不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,688百万円あります。
8. 買付引当金は、職員の買付の支払いに備えるため、職員に対する買付の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準委員会発令した経理適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に基づき管理費法(退職給付に係る期末自己都合受取支給額を退職給付算定する方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、被服事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合立野型年金基金)に加入しております。
当企業年金制度の運用等に関する事項については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められた額を控除した残額を取り不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,688百万円あります。
10. 買付引当金は、職員の買付の支払いに備えるため、職員に対する買付の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生すると認められる額を計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税引方式により行っております。
12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。
① 貸倒引当金 3,178百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。
主要な要因は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益機能等を個別に判断し、設定しております。
なお、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を適用し当期より記載しております。
13. 理事及び監事の報酬の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額0百万円
14. 有形固定資産の減価償却累計額4,450百万円
15. 有形固定資産の圧縮総額48百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は398百万円、延滞債権額は7,352百万円あります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が特定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は398百万円、延滞債権額は7,352百万円あります。
なお、3か月以上延滞債権額は、元本又は利息の支払が特定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸付準備金総額は94.4百万円あります。
なお、貸付準備金総額は、債務者の経営再建又は支援をすることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利な取扱いを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び担保件和債権額の合計額は8,720百万円です。
なお、16.から19.に挙げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
20. ローン・ハーディングベンションで、日本公認会計士協会会計制度実務研修会第3号「ローン・ハーディングベンションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、参加者から出資した貸出金及び元本の返済の滞りなどの発生を未然に防ぎ、7百万円です。
21. 手形割引は、業務執行委員会業務執行方針に基づき金融取引として処理しております。これにより受取入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しており、その総額金額は58百万円あります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 101百万円
担保資産に対応する債務
預金 21百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金1,500百万円を差入れています。
23. 出戻1口当たりの純資産額286万円
24. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業区域内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業進捗目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されています。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、融資業務及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、照会債権への対応など与管理に関する体制を整備し運用しております。
これらの与信管理は、各営業部のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(1)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理規程及び資金運用基準等において、リスク管理法等を記載しており、常務会において、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
③破綻先は、経営管理において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、キャッシュ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務会へ報告しております。
(2)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替リスク量の把握を定期的に行い管理しております。
(3)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われています。
このうち、経営管理において、市場運用商品の購入を行っており、投資限度額や管理、時価の定期的な把握等、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減をしております。
(4)信用リスクに係る定額担保の管理
当金庫において、主要なリスク変動である金利リスクの影響を受ける主要な金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金債」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二のの規定に基づき、自己資本の充実の状況等について毎月算出する算定必要事項」(平成26年金融庁告示第8号)において「通貨と同等に規定された金利ショックを用いた経済的価値を市場リスク量とし、金利の変動リスク算定にあつては、対象の金融資産及び金融負債を(貸出金額と変動金利額に)分けて、それぞれ期間に応じて適切に期間に現在を分解し、期間ごとの金利変動額を用いております。
なお、金利の動きやすくてのリスク変動が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨と同等に上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、4,619百万円減少するものと把握しております。
④当該変動額は、金利を動かすリスク変動が一変数から二変数へと変化したときに規定された金利ショックを用いた経済的価値を市場リスク量とし、金利の変動リスク算定にあつては、対象の金融資産及び金融負債を(貸出金額と変動金利額に)分けて、それぞれ期間に応じて適切に期間に現在を分解し、期間ごとの金利変動額を用いております。
また、金利の上下動による想定価値を越える変動が生じた場合には、算定必要事項を超える影響が生じることがあります。
⑤貸出金に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通じて、適時に貸付管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(5)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価とは、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を用いているため、買入価額を基礎とした場合、当該前提条件が異なる場合があります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積立等については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。
25. 金融商品の時価等に関する事項
(単位：百万円)

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAPレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
(2)有価証券
時価は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格として記載しております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
注：貸付再区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から29.に記載しております。
(3)貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
① 破綻先債権額、実質破綻先債権額及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除後の額)
② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAPレート)で割り引いた価値
(4) 預金債金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAPレート)を用いています。
(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報は含まれておりません。
(単位：百万円)

区 分	貸倒引当表計上額	
非上場株式等(※1)(※2)		60

(※1) 非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価算出の対象とはしておりません。
(※2) 当事業年度において、非上場株式について1百万円未満の処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

償還予定額	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	21, 975	19, 570	10, 300	5, 200
有価証券	693	11, 100	10, 193	5, 579
貸付準備金の積立	—	400	600	2, 760
その他有価証券のうち満期があるもの	695	10, 700	9, 593	2, 814
貸出金	10, 429	19, 971	19, 338	13, 277
合 計	33, 088	50, 572	33, 391	19, 202

(※1) 預け金のうち、期間の定めがないものは「1年以内」に含めて開示しております。
(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

借入金(※)	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金債金(※)	134, 239	9, 636	—	248
合 計	134, 239	9, 636	—	248

(※) 預金債金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の債券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受取債権が含まれております。以下、29.まで同様であります。
売買目的有価証券 該当ありません。

満期保有目的の債券

種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を越えるもの	1, 760	1, 903	143
小計	1, 760	1, 903	143
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を越えるもの	2, 000	1, 900	△99
小計	2, 000	1, 900	△99
合計	3, 760	3, 804	43

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ありません。

その他有価証券

種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
株式	8 8	3 73	4 75
債券	1 2, 5 8 5	1 2, 4 1 2	1 7 2
国債	—	—	—
地方債	2, 6 4 6	2, 6 1 3	3 3
社債	9, 9 3 8	9, 7 9 8	1 3 9
その他	2, 6 4 1	2, 6 1 3	1 4
時価が貸借対照表計上額を越えるもの	2, 4 1 2	2, 1 3 9	1, 1 6 4
株式	2, 5 8 2	2, 2 9 2	△ 3 3
債券	2, 8 7 2	2, 9 3 5	△ 6 3
国債	—	—	—
地方債	1 9 8	2 0 0	△ 1
社債	2, 6 7 4	2, 7 3 5	△ 6 1
その他	4 1 2 5	4 2 7 0	△ 1 1 5
小計	7, 2 5 6	7, 4 9 8	△ 2 4 2
合計	2 9, 9 2 1	2 8, 9 9 8	9 2 2

27. 当事業年度末に売却した満期保有目的の債券 該当ありません。
28. 減価処理を行った有価証券
減価処理を行った有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価を越える見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減価」という。)しております。
当事業年度における減価処理額は、8百万円(うち、上場株式6百万円、非上場株式1百万円)であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりとなります。
「著しく下落した」とは、時価の取得原価に比べ30%以上下落した場合とし、この場合は合理的な反証がない限り、時価が取得原価に回復する見込みがあるとは認められない。
時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合は、次の場合を含む。
(1) 満期の有価証券に比べて30%以上下落している場合。
(2) 当期の時価が取得原価の50%以下となっている場合。
(3) 前期末に比べて30%以上下落している場合。
(4) 前期末から当期末までの期間が、取得原価より30%以上下落しており、かつ期末の時価が、BB(ダブルB)以下となった場合。(価格の便宜基準は自己査定基準(年率)を、以下同じ。
(5) 前期末から期末末までの期間が、取得原価より30%以上下落している場合において、当期の4月から3月までのそれの1か月毎の平均時価を算出し、平均時価の時価取得原価に比べて30%以上下落している場合。
【注】当期の時価の時価取得原価の50%以下となった場合。
(1) 満期の有価証券に比べて30%以上下落している場合。
(2) 当期の時価が取得原価の50%以下となっている場合。
(3) 前期末に比べて30%以上下落している場合。
(4) 前期末から期末末までの期間が、取得原価より30%以上下落しており、かつ期末の時価が、BB(ダブルB)以下となった場合。(価格の便宜基準は自己査定基準(年率)を、以下同じ。
29. 当貸付契約及び貸付金に係るコミットメント引当金は、顧客からの融資実行申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について反がない限り、一定の限度まで貸付金を実行することを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は、19,221百万円あります。このうち契約有効期間が1年以内のものも5,771百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融保証の付与による、金融の保全及びその他の担保の事由があるときは、当金庫が実行引込みを受けた融資の担保は、当該金融保証の範囲を超えてはならない旨の条項が記載されております。また、契約にない必要に応じて準備した有価証券等の担保を確保することが、契約後も定期的に(半年単位)予め定められている金庫内手続に基づく顧客の監査等を実施し、必要に応じて契約の見直し、与保原金上の措置等を講じております。
31. 破綻先債権及び実質破綻先債権の発生した主な原因別内訳は、それぞれ次のとおりであります。

破綻先債権
貸倒引当金 2,568
破綻先債権合計 108
320
破綻先債権合計 2,997
将来減価一時差異等の合計に係る評価性引当額 △2,583
評価性引当額合計 △2,583
破綻先債権合計 214
破綻先債権
その他有価証券等評価差額金 423
破綻先債権合計 223
破綻先債権(負債)の純額 190百万円

(※1) 預け金、預金金、預金積金の「預金」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を記載しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金